

令和6年度鶴ヶ島市障害者就労施設等からの物品等の調達に関する推進方針

令和6年6月1日策定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために策定するものである。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、市の全ての機関が直接又は委託事業者若しくは指定管理者を通じて発注する物品等の調達とする。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、別表のとおりとする。

4 調達する品目等の種類

特に分野を限定することなく物品等の調達に努めるものとする。

5 基本的な考え方

- (1) 障害者優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品を調達するよう努めるものとする。
- (3) 物品等の調達に当たっては、可能な限り市内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (4) 共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて、取り扱うものとする。

6 推進の方法

(1) 調達の方法

調達を円滑に進めることができるよう、障害者福祉課は障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を市の全ての機関に提供する。

(2) 調達実績の取りまとめ及び公表

この方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要について、年度終了後に取りまとめ公表する。

7 調達目標

令和6年度の調達目標を、次のとおり設定する。

目標額 3,904,000円

8 その他

物品等の調達のほか、障害者就労施設等が行う市庁舎内での物品販売又は市等が実施するイベント等での販売スペースの確保等を支援するとともに、市民等へのPRの推進に努めるものとする。

別表

障害者就労施設等

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく施設等 ア 就労継続支援事業所（A型、B型） イ 就労移行支援事業所 ウ 生活介護事業所 エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設） オ 地域活動支援センター
(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく助成を受けている小規模作業所
(3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所 ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社） イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの） ① 障害者の雇用者数が5人以上 ② 障害者の割合が従業員の20%以上 ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体